

【自動車税（種別割）】（乗用車の場合）

自動車の総排気量	減免対象となる額
総排気量が2リットル以下	全額が減免の対象となります。
総排気量が2リットル超	自動車の総排気量が1.5リットルを超え2.0リットル以下の自家用乗用車とみなした場合に課する額を限度として減免します。（下表参照）

総排気量が2リットル超の乗用車にかかる自動車税（種別割）の減免額等

（初度登録年月が令和元年10月以降のもの）

（単位：円）

総排気量	区分	標準税率	グリーン化税制
			75%軽減
2.0リットル超 2.5リットル以下	当初課税額	43,500	11,000
	減免する額	36,000	9,000
	納税額	7,500	2,000
2.5リットル超 3.0リットル以下	当初課税額	50,000	12,500
	減免する額	36,000	9,000
	納税額	14,000	3,500
3.0リットル超 3.5リットル以下	当初課税額	57,000	14,500
	減免する額	36,000	9,000
	納税額	21,000	5,500
3.5リットル超 4.0リットル以下	当初課税額	65,500	16,500
	減免する額	36,000	9,000
	納税額	29,500	7,500
4.0リットル超 4.5リットル以下	当初課税額	75,500	19,000
	減免する額	36,000	9,000
	納税額	39,500	10,000
4.5リットル超 6.0リットル以下	当初課税額	87,000	22,000
	減免する額	36,000	9,000
	納税額	51,000	13,000
6.0リットル超	当初課税額	110,000	27,500
	減免する額	36,000	9,000
	納税額	74,000	18,500

※ 初度登録年月が令和元年9月以前の減免額等については、府税のホームページをご覧ください。

[大阪府 自動車税（種別割）税額表](#)

検索

☆ グリーン化税制とは？

自動車の排出ガスや燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車に対して自動車税（種別割）を軽減する一方、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車の税率を高くする税制のことです。この制度は平成14年度から実施しています。このグリーン化税制の適用を受ける自動車の減免額等については、上表の「グリーン化税制」欄をご覧ください。

【自動車税（環境性能割）】

普通乗用車（いわゆる3ナンバー）の場合は、取得価格250万円に税率を乗じて得た額を限度として減免します。

<計算式>

取得価格 × 税率（※）＝ 環境性能割税額 ①

250万円 × 税率（※）＝ 減 免 額 ②

①－②＝納めていただく税額

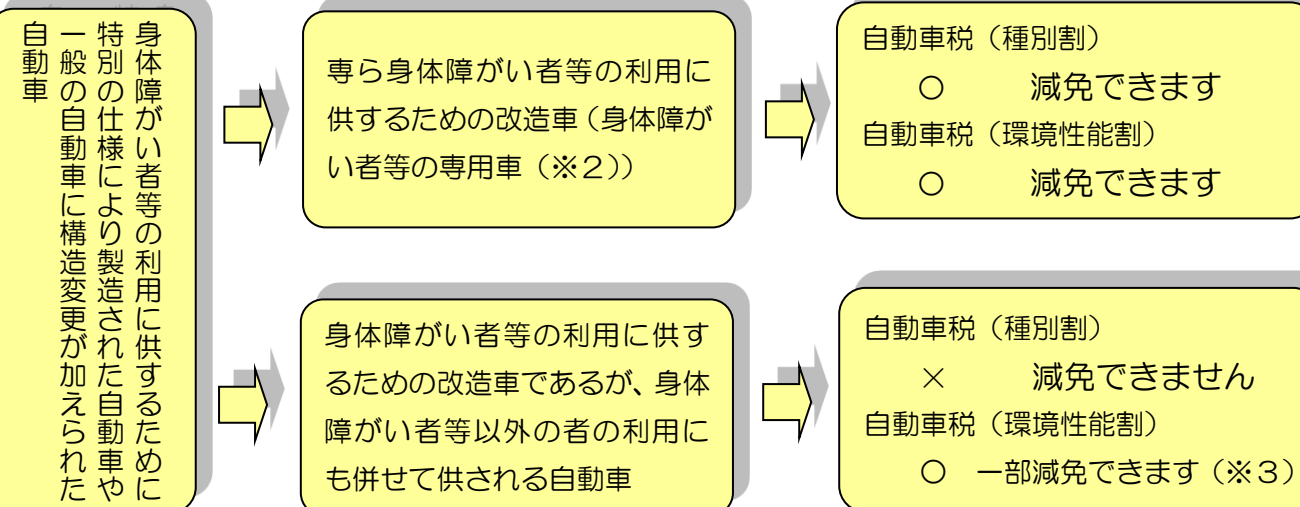
※税率は自動車の排出ガスや燃費性能等の環境性能に応じて、0%～3%の間で段階的に適用されます。詳しくは、府税のホームページをご覧ください。

[大阪府 自動車税（環境性能割）](#)

検索

改造車の減免について

身体障がい者等の利用に供するために特別の仕様により製造された自動車や一般の自動車に構造変更が加えられた自動車（※1）についても減免制度があります。



※1 特別の仕様により製造された自動車や一般の自動車に構造変更が加えられた自動車とは、原則自動車検査証の「車体の形状」欄に「車いす移動車」「身体障害者輸送車」「入浴車」と記載されている身体障がい者等の利用に供するために必要な装置等を備えた仕様の自動車をいいます。

※2 身体障がい者等の利用に供するために改造した自動車のすべてが、減免の適用を受けられるものではなく、当該自動車を身体障がい者等の専用車として使用していることが条件となります。また、申請の際には、定款（写）・規約（写）、施設の運営状況が確認できるもの、当該自動車の運行状況及び利用者名簿など身体障がい者等の専用車として使用していることが確認できる書面等の提出が必要になります。なお、提出書類などの詳細については、申請書等の提出場所（6ページ参照）へお問合せをお願いします。

※3 減免できる額は、当該自動車に係る特別の仕様又は構造変更に要した金額に自動車税（環境性能割）の税率を乗じて得た額です。